

一般社団法人大阪手話通訳問題研究会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人大阪手話通訳問題研究会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

(規則)

第3条 当法人は、理事会の決議により別に定める「一般社団法人大阪手話通訳問題研究会運営規則」（以下「運営規則」という）をおく。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 当法人は、手話を通じて聴覚障害者に関する諸問題を学び、聴覚障害当事者団体である公益社団法人大阪聴力障害者協会の運動と連携しつつ、手話通訳保障の確立をはじめ、聴覚障害者福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 研究会（手話通訳の理論、聴覚障害者問題等）の開催
2. 研究活動や成果の紹介
3. 機関誌・紙（デジタルも含む）の発行
4. 地域の手話サークルおよび手話サークル連絡会、聴覚障害者団体をはじめ、他の民間団体、研究諸団体との連携事業
5. 手話通訳活動に携わる人々の組織化を進めること
6. 啓発活動
7. 地域のニーズ調査とそれに合った学習会の開催、および、会員の情報交換と交流を図ること
8. その他、当法人の目的達成のために必要なこと

(公告)

第6条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 社員及び会員

(資格)

第7条 当法人の会員は、会の目的に賛同し、当該年度において会費を納入したものを以て会員とする。

(種別及び権利)

第8条 当法人の会員は、次の3種とする。

1. 正会員 本会の目的に賛同し、入会した個人

正会員を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

2. 賛助会員 本会の目的に賛同し、入会した聴覚障害者

3. 購読会員 大阪支部以外の支部所属の一般社団法人全国手話通訳問題研究会会員で、当法人機関紙を購読している者

(入会)

第9条 入会は、運営規則に従い、所定の入会申込書を提出することにより行う。

(会費)

第10条 正会員は、運営規則に定める会費を納めなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 正会員は次の各号の一に該当する場合は、その資格を失う。

1. 本人より退会したい旨の申出があったとき

2. 死亡したとき

3. 理事会及び総会の決議により除名されたとき

4. 当法人が解散したとき

(退会)

第12条 正会員は、別に定める退会届の提出により、任意に退会することができる。ただし、納入した会費等については、これを返還しない。

(除名)

第13条 正会員が次の各号の一に該当するときは、法人法第49条第2項に定める総会員数の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によりこれを除名することができる。ただし、その会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

1. 当法人の定款及び規則に違反したとき

2. 当法人の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為をしたとき

3. 当該会員の所属するブロックのブロック長から付議があったとき

4. その他、除名に相当する事由が認められるとき

2 第1項により除名が議決されたときは、その会員に対し、これを通知するものとする。

第4章 総会

(構成)

第14条 当法人の総会は総社員をもって構成する。

(権限)

第15条 総会は、法人法に定める事項及びこの定款で定める事項を議決する。

1. 役員を選任及び解任
2. 役員等の報酬の額またはその規定
3. 各事業年度の事業計画及び収支予算
4. 各事業年度の事業報告及び計算書類等の承認
5. 定款の変更
6. 会員の除名
7. 解散及び残余財産の処分
8. 会費の金額
9. その他理事会において総会に付議した事項

(開催)

第16条 当法人の総会は、定例総会と臨時総会とする。定例総会は毎事業年度終了後、2ヵ月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 会長は、総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集の請求があった場合は総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するには、会長は、総会の日の2週間前までに、総社員に対して必要事項を記載した書面をもって通知を発する。

(議長)

第18条 総会の議長は、総会において、社員の中から選任する。

(議決権)

第19条 社員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第20条 総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を有する社員の過半数が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

1. 会員の除名
2. 監事の解任
3. 定款の変更
4. 解散
5. その他法令で定められた事項

(書面による議決権の行使)

第21条 総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第22条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、議長に議決権を委任し、行使することができる。この場合、社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事2名以上がこれに署名するものとする。

2. 議事録は遅滞なく総社員に公開し、議決事項を知らせるものとする。
3. 議事録は総会の日から10年間、主たる事務所に備え置く。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第24条 当法人には、次の役員を置く。

1. 理事3名以上
2. 監事1名以上2名以内
3. 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、理事のうち若干名を副会長とする。

(選任等)

第25条 役員は、社員の中から選任する。

2. 監事は理事または使用人を兼ねることができない。
3. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者も含む）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務・権限)

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

2. 会長は本会を代表し、業務の執行を統括する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長の業務を分担執行する。
4. 理事の権限は理事会が定める。
5. 会長、副会長及び理事は、毎事業年度ごとに4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、計算書類及び事業報告書並びにこれらの付属明細書を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3. 監事は、前2項の規定による監査及び調査の結果、この法人の業務又は財産に関し、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

(任期)

第28条 理事の任期は選任後1年以内に終了する事業年度の定例総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度の定例総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
3. 補欠または増員により選任された理事の任期は、前任者または在任者の残任期間とする。
4. 補欠として選任された監事の任期は、前任者または在任者の残任期間とする。
5. 役員は、その辞任または任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(解任)

第29条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。なお、議決する前に理事会及び総会でその役員に弁明の機会を与えなければならない。

1. 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
2. 職務上の義務に違反し、またはその職務を怠ったとき

3. その他、役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(費用等)

第30条 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

2 前項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(責任の免除または限定)

第31条 当法人は、法人法第114条第1項の規定により、役員等が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会をおき、理事会はすべての理事をもって構成する。

(種別)

第33条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は2ヵ月に1回以上開催する。

3. 臨時理事会は、法令の定めるところにより、必要に応じて開催する

(職務及び権限)

第34条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

1. 当法人の業務執行の決定

2. 理事の職務の執行の監督

(招集)

第35条 理事会は会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3. 会長以外の理事は、法人法第93条第2項により、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4. 前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

5. 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面または電磁的方法により、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

6. 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、事務局長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 会長及び議長が指名する出席した理事2名並びに監事は、前項の議事録に署名する。

第7章 財産及び会計

(剰余金の分配の制限)

第39条 当法人は、会員、その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第41条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定例総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

1. 事業報告
 2. 事業報告の附属明細書
 3. 貸借対照表
 4. 正味財産増減計算書
 5. 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 6. 財産目録
- 2 前項の書類のほかに、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第42条 当法人は、総会において、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により定款を変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は、次の事由によって解散する。

1. 総会の特別決議
2. 社員が欠けたこと
3. 合併（合併により本会が消滅する場合に限る。）
4. 破産手続き開始の決定
5. その他法令で定める事由

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、本会と類似の目的を有する他の公益法人または国、もしくは地方公共団体に寄付するものとし、分配は行わない。

第9章 ブロック及び専門班

第45条 理事会は当法人の事業を推進するために本会運営規則により地域班（ブロックと呼ぶ）を設置することができる

- 2 ブロック長及びブロック選出の支部運営委員を支部運営委員とする。

第46条 理事会は当法人の事業を推進するために本会運営規則により専門班を設置することができる。

- 2 専門班の班代表を支部運営委員とする。

第10章 事務局

(設置)

第47条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。事務局長は理事1名をもって当てる。その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、本会運営規則により定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第48条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第49条 当法人は業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第50条 当法人の設立初年度の事業年度は、法人設立の日から2025年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

(設立時役員)

第52条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次の通りである。

設立時理事 井澤 昭夫

設立時理事 吉岡 省三

設立時理事 鍋島 里美

設立時理事 富田 敬子

設立時理事 市山 小織

設立時理事 山本 豊子

設立時理事 竹腰 由香里

設立時代表理事 井澤 昭夫

設立時監事 桂 充弘

第53条 当法人の設立時の社員は次のとおりとする。

設立時社員

1. 住所 大阪市西区境川1丁目5番27-303号

設立時社員 井澤 昭夫

2. 住所 大阪市城東区今福東3丁目1番34-802号

設立時社員 星沢 敏美

以上、一般社団法人大阪手話通訳問題研究会設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する

令和6年3月29日

設立時社員 井澤 昭夫 印

設立時社員 星沢 敏美 印